

## 行 財 政， 県 民 所 得

昭和22年地方自治法が公布され、民主的な地方分権制度が打ち立てられた。さらに地方自治の経済的裏づけのために、地方税法が改められ、独立税を中心とし、ついでシャープ勧告に基づいて、府県税と市町村税の分離独立によつて財源の強化に努めた。

しかしながら、地方財政の実状と国の地方財政計画とが遊離したことが原因で、地方財政は窮地に追い込まれることとなつた。

本県も、昭和31年度より、地方財政再建促進特別措置法の適用を受け、赤字の解消に努力している。昭和31年度の決算額で県の財政事情をみると、135億円の才入額のうち23.7%は地方交付税、28.9%を国庫支出金で支え、県税は17.9%に過ぎない現状である。これに対する支出額は132億円で、教育費が41.0%、土木費12.8%、産業経済費10.5%の順となつている。

市町村財政も同様に逼迫しており、昭和31年度に、5市町村が再建団体としての適用を受け、財政の再建に努めている。

県民所得統計は県の経済力を所得の形で示したもので、これにより県経済力の高低、発展の速度、産業構造の変せん、所得分布の状況や税負担能力、県民の生活水準等を知ることができ、結果は広く利用されている。

昭和31年の県民所得は、1500億円で、国民所得7兆7千億円の2.28%に当る。これを1人当りでみると、6万7千円で全国の8万5千円に比べ低い。これは、本県の産業構成が所得の低い農林水産業に強くたよつているためである。